１　次世代育成支援行動計画（後期計画)について

（1）計画の概要

①趣旨

本計画は、「子ども」と「子育て家庭」を支援するため、保健、福祉のみならず、教育、まちづくりなど、様々な分野にわたる施策を総合的に推進することにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを目指し、前期計画の評価等を踏まえ、平成22年4月に策定した。
その後、平成23年4月に、計画期間が終了した「青少年育成行動計画」のうち継続する事業を編入した。

②計画の構成

基本目標1『次代を担うこどもの参画の推進』を始めとし、10の基本目標と30の基本施策のもと、375の事業（所管事業数395）で構成している。

③計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

（2）平成26年度の進捗状況の概要

平成26年度の進捗状況は、全395事業に対し、「概ね実施した」とする事業が344事業となっており、終了した31事業を含めると、375事業となっており、全体事業数の94．9%を占めています。

個別事業の「進捗状況欄」の集計

○	概ね実施した（※1）	344
終	終了したもの	31
△	あまり実施できなかった	8
×	実施できなかった	3
ー	未着手（次年度以降実施予定）	9
	計	395

（※1）未実施だが、実施に向けて準備に着手したものを含む

（3）計画期間の最終評価の概要

計画期間（平成22年度～26年度）の最終評価の状況は、全395事業に対し、「計画以上の成果があった」または、「計画どおり実施した」とする事業が357事業となっており、全体事業数の90．4%を占めています。

個別事業の「計画期間の最終評価」欄の集計

A	計画以上の成果があった	26
B	計画どおり実施した	331
C−1	計画どおり実施されなかった。（着手したが、目標事業量に達していない。）	29
C−2	計画どおり実施されなかった。（未着手）	9
	計	395

（4）　進捗状況及び最終評価の公表

①公表方法

・次世代育成支援対策推進法第8条第6項

「市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。」と規定している。

・次世代育成支援行動計画（後期計画）

「本計画の実施状況は、（中略）毎年度、その進捗状況をホームページなどで公表するとともに、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告する」としている。

②スケジュール

11月17日　千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告
12月上旬　ホームページ等で公表予定

（5）　千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告事業について

特定事業（国が特に重点を置き、数値目標の設定を義務付けた事業）